

障がい者支援課

ギャンブル等依存症対策推進計画について

本県では、令和 4 年 3 月に「熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画（計画期間：令和 4 年度～令和 6 年度）」（以下「県計画」という。）を策定し、取組みを進めている。

次期県計画の策定も見据え、本年 10 月に、医療、保健、福祉などの専門家で構成される「依存症対策推進協議会」を開催し、現県計画の成果や課題等についての検討・協議を行ってきた。

しかしながら、来年 3 月下旬～4 月上旬頃に、国が策定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「国基本計画」）の見直しが見込まれていることから、次期県計画については、こうした内容も踏まえ、現下の状況に即した内容とするため、当面は現県計画を延長し、令和 7 年度中の次期県計画策定に向けて、取り組んでいく。

< 参考 >

1 計画の策定根拠

- ・ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 13 条
- ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成 31 年 4 月策定、令和 4 年 3 月改訂）
都道府県の計画策定は、努力義務

2 計画期間

- ・法の規定により、3 年ごとに見直し（但し、努力義務規定）
- ・今回、県計画を延長することにより、国基本計画の見直しサイクルに一致させ、今後改訂する県計画は、直近の国計画の内容を踏まえた内容とすることが可能となる。

3 各都道府県の計画策定状況

- ・33 都道府県が策定済（令和 6 年 3 月末時点）

4 現県計画の成果等

- ・治療拠点機関及び専門医療機関の増加（各 1 各 2（菊陽病院、向陽台病院））
- ・医療機関向け研修会の開始、専門相談員による相談体制の充実 等

5 これまでの経過と今後のスケジュール

令和 6 年度		令和 7 年度			
10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
協議会		国計画の見直し	次期計画案 検討・作成	協議会	次期計画案 とりまとめ
					パブリック コメント
					次期計画 策定
				議会への 報告	議会への 報告

1 計画の概要

計画の期間：令和4年度から令和6年度までの3年間

1 計画策定の趣旨

平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」(平成30年法律第74号)が制定され、平成31年4月に「ギャンブル等依存症対策基本計画」が策定されたことを踏まえ、本県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

2 計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第13条の規定による都道府県計画として策定。

2 現状と課題

ギャンブル等依存症の現状

- 施設状況(R3.9月時点)**
競輪：1施設(熊本競輪) 場外発券所：競馬1(八代)、競輪5(熊本、宇土、八代、天草、玉東)、オートレース2(宇土、八代)、オートレース1(長洲)
遊技場(ぱちんこ・パチスロ)：142店舗
- 県内のギャンブル等依存症が疑われる者の状況(R2調査)**
「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」：約25,000人
- 行動者率(H28調査)**
過去1年間において1回以上「パチンコ」を行った人の割合
熊本県 ◇総数：12.9% ◇男性：20.3% ◇女性：6.3%
(全国平均 ◇総数：8.5% ◇男性：14.0% ◇女性：3.2%)
※熊本県の総数及び男性の行動者率は九州内1位、女性の行動者率は2位
- ギャンブル等依存症の受療状況(H29年度)**
◇入院患者数：26名 ◇外来患者数(年1回以上)：111名
◇外来患者数(継続)：87名
- 県内相談機関への相談状況(R2年度)**
熊本県精神保健福祉センター、熊本市こころの健康センター及び各保健所へのギャンブル等依存症に係る相談件数：248件
- 医療機関の状況(R3.9月時点)**
ギャンブル等依存症治療拠点機関及び専門医療機関：各1機関(菊陽病院)

主な課題

- (2)の人数(約25,000人)に比べ、(4)受療(224人)や(5)相談(248件)につながっている人数が少ない
→ギャンブル等依存症に関する正しい知識や各種相談窓口等の積極的な情報発信
ギャンブル等依存症に対応できる人材(医療従事者や各種相談員)の育成
- (6)専門的に治療できる医療機関が少ない
→地域における専門医療機関の整備、医療機関向けの研修等を通じた人材育成
- ギャンブル等依存症に関連して発生する諸問題の解決に向けた体制の整備
→各関係機関との連携を強化する

3 基本計画の方向性

1 基本理念

ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に普及し、関係機関と連携しながらギャンブル等依存症の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが健全に安心して生活できる熊本の実現を目指します。

2 基本方針

- (1) 正しい知識の普及・啓発及び不適切な誘引の防止
- (2) 必要な支援につなげる相談支援体制の整備
- (3) 医療における質の向上と関係機関との連携の促進
- (4) ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための理解促進
- (5) ギャンブル等依存症に関連する諸問題の総合的な解決に向けた体制の整備

4 具体的な取組み

1 発生予防(1次予防)

(1) 予防教育の推進

・学校教育による普及・啓発

(2) 普及啓発

・リーフレット等の配布を通じた啓発
・県民向けの講演会等の実施

(3) 不適切な誘引の防止

・若年者の入場制限の徹底
・ATM等の撤去

2 進行予防(2次予防)

(1) 相談支援の充実

・地域の相談窓口、関連問題の相談窓口の充実

(2) 医療提供体制の整備

・専門医療機関の更なる選定

3 再発予防(3次予防)

(1) 社会復帰支援及び家族支援

・回復支援や家族支援プログラムの実施

(2) 民間団体の活動支援

・自助グループ等の活動の周知及び支援

4 基盤整備

(1) 関係機関との連携

・相談窓口における各種関連情報の提供

(2) 人材育成

・ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者・各種相談員の育成

(3) 調査・研究の推進

・地域におけるギャンブル等依存症の実態の把握

5 成果目標

- ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたって発生を予防する
→県民に向けた講演会等を年1回以上、高等学校・大学等への情報提供を年1回以上実施
- 予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する
→専門医療機関を県内に3ヵ所以上選定、医療機関・相談機関向け研修を年1回以上実施

5 推進体制

(1) 関連施策との有機的な連携

(2) 計画の見直し及び推進体制